

もくじ

第1章 桃映中学校について

1	学校教育目標	1
2	目指す生徒像	1
3	学校教育目標および目指す生徒像を達成するための努力目標	1
4	年間行事予定	2

第2章 桃映中学校のルールについて

1	桃映中学校の1日	3
2	通学について	4
3	学習成績および通知表について	5
4	身だしなみおよび持ち物について	8
5	部活動について	10
6	保健室利用について	12
7	生徒会活動について	13

第3章 保護者の方へ

1	病気やけがの対応について	17
2	お知らせメール（39メール）について	19
3	スクリレの登録について	20
4	個人情報の取り扱いについて	21
5	各種手続きについて	21
6	困ったときは	22

第4章 P T A 規約

福知山市立桃映中学校 P T A 規約	23
福知山市立桃映中学校 P T A 役員・委員選挙細則	25
福知山市立桃映中学校 部活動後援会規約	27
福知山市立桃映中学校 部活動後援会 内規	28
福知山市立桃映中学校 P T A 慶弔規定	28

桃映中人権宣言 ―仲間と幸せを生きる―

第1章 桃映中学校について

1 学校教育目標

文武両道

「なりたい自分になる」ため主体的に学び、互いに尊重し合う

2 目指す生徒像

共に認め合う心豊かな生徒	「と」
上をめざして主体的に学ぶ生徒	「う」
笑顔でつながる生徒	「え」
生きる力を身に付ける生徒	「い」

3 学校教育目標および目指す生徒像を達成するための努力目標

(1) 心豊かな生徒

- ア 校歌を自信もって歌う生徒の育成
- イ 進んであいさつできる生徒の育成
- ウ 行事やボランティア活動に進んで取り組む生徒の育成

(2) 主体的に学ぶ生徒

- ア 学びに向かう意欲を身に付けた生徒の育成
- イ 学習を大切にする態度の育成
- ウ 自学自習の意欲と習慣を身に付けた生徒の育成
- エ 「夢」をもち、今を大切に生きる生徒の育成

(3) 笑顔でつながる生徒

- ア 「ありがとう」という感謝の気持ちが出せる生徒の育成
- イ 謙虚な気持ちで人の話が聞ける生徒の育成
- ウ 人のために行動し役割が果たせる生徒の育成

(4) 生きる力を身に付けた生徒

- ア 知識・技能、思考力・判断力・表現力を身に付けた生徒の育成
- イ 目標に向かって粘り強く努力する力、人とうまく関われる力、感情をコントロールする力等を身に付けた生徒の育成

4 年間行事予定 (変更になることもあります。学校だよりやHP等でご確認ください。)

R 7 4月現在

月	行事予定
4	始業式 入学式 春季大会 家庭訪問
5	中間テスト PTA総会 授業参観 修学旅行
6	陸上夏季総体 期末テスト
7	終業式 夏季総体
8	三者懇談 PTA 資源回収
9	始業式 新人総体
10	中丹駅伝 体育祭 中間テスト
11	期末テスト 授業参観 文化祭
12	生徒会役員選挙 三者懇談 生徒会認証式 終業式
1	始業式 3年生学年末テスト 1・2年生中間テスト
2	私立高校入試 公立高校前期選抜 PTA総会 授業参観 1・2年生期末テスト
3	公立高校中期・後期選抜 卒業証書授与式 生徒総会 修了式・進級式

※ 上記の他に、キャリア教育の一貫として講演会や体験活動などがあります。



第2章 桃映中学校のルールについて

1 桃映中学校の1日

日 課 表		
	通常授業(50分)	特別時程
朝学活	8:30～ 8:42	行事等の関係で45分授業になることもあります。 定期テストの時は特別時程になります。
1校時	8:50～ 9:40	
2校時	9:50～10:40	
3校時	10:50～11:40	部活動
4校時	11:50～12:40	15:55～ 毎週水曜日は原則部活動停止日としています。 季節により完全下校の時刻は異なります。
昼食	12:40～13:10	
片付け・休憩	13:10～13:20	
清掃	13:25～13:35	電話対応
5校時	13:40～14:30	電話対応は原則 7:45～18:00 とさせていただきます。 す。
6校時	14:40～15:30	
終わりの会	15:35～15:45	

警報・特別警報・Jアラートが出された場合は以下のア～ウの対応とします。

〈警報・特別警報の種類〉

「大雨」「洪水」「暴風」「大雪」「暴風雪」のいずれかが出た場合。

ア 午前7時の段階で福知山市に警報・特別警報が発表された場合

→ 臨時休校（解除されても安全のため、自宅待機とします。）

イ 登校後に警報および特別警報が発表された場合

→ 状況に応じて下校時間を判断し下校。

ウ Jアラートにより情報伝達があった場合

→ 警報・特別警報発表時と同様とします。

(1) 登校時

ア 交通安全に気をつけて決まった通学路を通り、正門か西門を通して登下校します。

イ 遅刻、欠席、早退の場合は、7:00～8:15までに保護者がスクリレで入力してください。連絡がない場合は、学年教師から確認の連絡を入れさせていただきます。

★遅刻（8:30以降の登校）の場合は職員室に行きます。

ウ 検定や部活の集金を持参した場合は、朝の会までに必ず提出します。

(2) 授業中

- ア 休み時間中に次の授業に必要な準備物をそろえる。
- イ チャイムと同時に開始できるよう、2分前ベル着を守る。
- ウ 発表者（先生・生徒）の話に耳を傾ける。
- エ 授業に集中し、私語や授業の妨げになるようなことはしない。
- オ わからないことは聞き、学習内容を理解する。

(3) 昼食時

- ア 給食当番は配膳、それ以外の人は昼読書をしながら給食準備をする。
- イ マスクと箸は個人持ちです。それぞれのご家庭で準備します。
箸：忘れた場合は貸し出し用の箸を貸与します。
- ウ 食事のマナーを守って食べる。

2 通学についてのきまり

(1) 通学路

本校の通学路については一部指定の箇所（以下ア、イ）を除いて、基本的にはご家庭での判断となります。自宅から学校までの公道で安全な通学路を設定し、所定用紙にて申請してください。また、登下校時に関係する「こども110番のいえ」の場所も確認しておいてください。なお、申請された通学路での事故等の場合のみ、日本スポーツ振興センターの保障が適用されます。

（指定している通学路）

ア 日吉ヶ丘、森垣方面から登下校する生徒

森垣踏切の交差点から水内の交差点の間は、線路側の歩道を歩行者の安全を優先して通行します。歩道通行中に、歩行者がいたら、必ず自転車を降りて、歩行者が通り過ぎるまで立ち止まるか、自転車を押して歩きます。

イ 庵我地区の生徒

音無瀬橋を渡りきった後、堤防沿いを通ります。その後、ゆらのガーデン前を通ります。市役所横～踏切横に抜ける道は安全を考慮して、通行しない。

(2) 自転車通学

ア 自転車通学許可地域

- ・ 庵我小学区
- ・ 森垣、日吉ヶ丘、高畑地区
- ・ 荒木（国道175号線を通る地域）

イ 自転車通学のルール

- ・ 交通ルールを遵守します。
(雨天時は雨がっぱを着用、歩道は降りて通行、並列走行禁止など)
- ・ 自転車通学許可鑑札 (¥250 円) を自転車に貼り付けます。
- ・ 指定された自転車置き場に置き、施錠をします。
- ・ 雨がっぱや袋が風で飛ばないように、洗濯ばさみなどで留められるような工夫をします。

※ 自転車の保険加入については平成 30 年より義務化され、自転車通学生徒だけでなく、自転車利用者は全員加入となっています。

※ 令和 5 年 4 月よりヘルメット着用が努力義務化されています。安全のため、通学時にヘルメットを着用することが望ましいです。

※ 通学用ヘルメットを購入した場合、購入後学校に知らせていただくと、市から補助金が支給されます。なお、通学用ヘルメットを購入する場合、形などの規定はありません。

(3) 下校時および下校後

ア 下校中に寄り道をしたり不要飲食をしたりしないで、早く帰宅する。帰宅後に外出する際は、着替える。

イ 通学路、交通のマナー、自転車通学のきまりを守って下校する。

ウ 原則、下校してから再登校はしない。もし登校する場合は、標準服もしくは体操服で登校する。

エ 下校後に生徒は勝手に校内に入れない。学校の敷地内は、勝手に使うことができないので、大人の方が手続きをした上で利用する。

3 学習成績および通知表について

(1) 学習成績

学習成績は、各教科の目標に達成したかどうかを学習に取り組む態度も含めて総合的に評価し、通知表でお知らせします。

通知表は、観点別評価を「A」「B」「C」の 3 段階でおこない、それらの評価を総合して、教科の「評定（総括的な評価）」として「1」～「5」の 5 段階の数字で示しています。

(通知表の見方)

○観点別評価は、各教科でそれぞれの観点ごとに総合的な評価をして、
十分に満たしている A
おおむね満足できる B
努力を要する C と記しています。

○評定は、各教科の観点を総括的に5段階で評価して、

特に程度の高いもの	5	
十分に満足できると判断されるもの	4	
おおむね満足できると判断できるもの	3	
努力を要すると判断されるもの	2	
一層努力を要すると判断されるもの	1	と記しています。

*評価の「B」と評定の「3」が目標に到達していることを表します。

(2) 定期テスト

学期ごとに実施します。

〈中間テスト〉国・社・数・理・英・美（2日間）

〈期末テスト〉国・社・数・理・英・音・保体・技家（3日間）

※原則、中間テスト3日前より部活動停止、期末テスト1週間前より部活動停止とします。

<定期テストの受け方について>

- 1 服装を整え、きちんとした態度で試験を受ける。
- 2 筆記用具は、鉛筆・シャープペン（HBよりも濃いものが望ましい）2～3本と消しゴムのみ使用する。
- 3 定規・コンパス、色鉛筆など、教科により持ち込みの指示があるものは忘れないように持参する。
- 4 試験の開始と終了は、監督の先生の指示に従う。
- 5 終了のチャイムで筆記用具を置き、指示があるまでは、席に着いたまま静かに待つ。
- 6 試験中、筆記具や用紙が落ちた場合、静かに手を挙げ、監督の先生の指示に従う。
- 7 質問がある場合は静かに手を挙げ、質問する。試験内容の質問は教科担当の先生にする。
- 8 途中でトイレに行く場合、その時間の補充は行わない。

- 禁止事項・・・受験した試験が無効になる場合もある。
 - 1 試験中の私語や物の貸し借り等は、一切禁止とする。
 - 2 不正行為や不正行為と誤解されるような行動（カンニングをする、キョロキョロする、机の中に手を入れる、机の下で手を動かす、ポケットに手を入れる、人に話しかける、机に落書きをする、目配せをする等）は一切しない。
 - 3 必要のない物音を立てない。（鉛筆で遊んでいて落したり、机・イス・シャープペンで必要以上に音を立てたり、ひとり言を言ったりするなど、人の迷惑になることは一切禁止とする。）
 - 4 下敷きは使用しない。机上の状況により使用する場合は、担任の先生の許可を受けて使用する。ただし、無地のものとする。
 - 5 机の上には必要な物以外は置かない。置いてよいのは、鉛筆・シャープペンと消しゴムのみとする。なお、机の中には何も入れない。
 - 6 膝かけは使用しない。
- その他の注意事項
 - 1 試験開始15分以上経過し遅刻した場合は、その時間は受験せず、別室で自習をする。
 - 2 上記1の場合も含み、欠席などで追試が必要な場合は学校の指示に従う。
 - 3 試験中に体調を崩した時は、監督の先生の指示に従う。ただし、同日に2回目保健室利用した場合は、その時間以降の受験をやめ、自宅に帰り、休養したり病院に行ったり体調の回復に努めたりする。
 - 4 その他の事情で別室受験をしなければならない場合は学校の指示に従う。
- 追試験について
 - 1 追試験期間については、定期テストの日数と同じ日数とする。
例：2日間で実施の中間テスト・・・追試験期間も原則、2日間とする。
3日間で実施の期末テスト・・・追試験期間も原則、3日間とする。
 - 2 受験科目については、定期テストと同じ順番とする。
 - 3 1日で受ける科目数については、担任と相談の上、決定する。



4 身だしなみおよび持ち物について

学校では、社会に出て生活することを見据えた視点で指導をします。身だしなみとは、「相手に不快感を与えない清潔な服装やふるまい」という意味で、服装や髪型などの「身なり」だけでなく、礼儀・作法を守る「立ち居ふるまい」も含まれます。したがって、社会のマナーであると同時に、向き合う相手に対する礼儀でもあるのです。

(1) 標準服

- ア 上着（ブレザー）とスラックスもしくはスカートとする。
- イ スラックスはくるぶしが隠れる程度とする。
スカートの丈はひざが隠れる程度とする。
- ウ ブレザーのボタンは全て留める。
- エ ベルトを着用する場合は、黒・茶色を基本とし、形も派手なものは控える。

(2) 中に着るポロシャツ

- ア 色は全て無地で白色。（左胸にワンポイントのあるものも可とする。）
- イ ポロシャツの下は、桃映Tシャツか下記の色のシャツとする。
（色は白、ベージュ、茶、紺、灰、黒のいずれかで柄のないものとし、ハイネックは禁止。）
- ウ 式典時以外は、ポロシャツの第1ボタンは留めなくてもよい。

(3) 衣替え

- ア 衣替え移行期間は設けない。夏服と冬服の着用の切り替えについては、気候や体調に合わせて各自で判断する。
- イ 式典（入学式や卒業式、進級式）や受験の時はブレザーを着用する。

(4) 夏季の服装

- ア ポロシャツにスラックスまたはスカートを着用する。

(5) 冬季の服装

- ア Vネックのベストまたはセーターをブレザーの下に着ることができる。
（カーディガンも認める。）
- イ ベスト、セーター、カーディガン姿で学校生活を送らない。
- ウ 色は白、ベージュ、茶、紺、灰、黒のいずれかとする。
- エ 柄のないものとする。（首元・裾のラインや左胸のワンポイントは可。）
- オ 家庭で用意した防寒着を登下校でブレザーの上に着用することができる。

カ 防寒着はウインドブレーカーやコート、ダウンジャケットなどで、派手ではないものとする。

(6) くつ

ア 通学靴は運動に適したものを着用する（体育や部活動で利用できるもの）。

サンダル等で登校はしない。天候の悪い日は長靴をはくことができる。

イ 上履き、体育館シューズは指定のものを使用する。

(7) 靴下

ア 運動に適したものを着用する。（レーズソックスやひざ上のは禁止）

イ キャラクターや派手な絵柄・色ではないものとし、特に式典や受験の時は紺・黒・白・灰色とする。

ウ 冬季には、スカートの下にタイツ（紺・黒・ベージュ色の無地）をはくことができる。

(8) 通学カバン

ア 指定品を使用する。（土日の部活動は顧問の指示に従う。）

イ 体操服などを入れる補助カバンを使用することができる。（派手ではないもの）

(9) 名札

ア 標準服（上着）の胸に装着する。（夏服ではポロシャツの胸ポケット）

(10) 頭髪

ア 中学校生活にふさわしい髪型とする。

イ 髪が長い場合は、ゴムやピンを使用する。（紺、黒などの目立たないものでかつ、飾りなどがついていないものとする。）

ウ 頭髪加工（脱色や染色、編み込みやライン、整髪料で固めるなど）は禁止とする。

(11) 座布団やひざ掛け

ア 教室の椅子には座布団を着けることができる。

イ 冬季は授業中に「ひざ掛け」を使用することができる。特別教室に持って行って使用することができる。校内で持ち運ぶときは、きちんとたたんで運ぶ。

(12) 持ち物

- ア 学校には、学校生活に必要な物だけを持ってくる。
それ以外の物を理由があって持参した場合は、朝担任に預ける。
不要な物を持ってきた場合は、職員室で預かり、原則保護者に返却する。

イ 飲み物

- (ア) 授業日の水分は、お茶・水のみ可。
(イ) 休日の部活動は、顧問の指示や管理の下スポーツ飲料や塩分補給サプリを認める。
ウ 夏季は熱中症対策として、登下校中の帽子着用や日傘の使用を認める。

(13) その他

- ア 化粧、ピアス、アクセサリ、ミサंगाなどは、学校生活に必要ないものなので、つけて来ない。コンタクトは色の付いていない物を装用する。
イ 実情に応じて、生徒会等と十分協議したうえで、校則の変更等を行う場合もある。

◆学校指定品（令和7年4月入学生の価格）

(株) ユニワーク TEL (0773) 48-9955 ※購入はプラント内	ブレザー	左前¥15,400 右前¥15,200
	スラックス	¥10,900
	スカート	¥11,100
(株) 前川太市商店 TEL (0773) 23-3211	ジャージ	上¥5,200 下¥4,200
	ハーフパンツ	¥2,650
	シューズ	上履き¥2,980 体育館用¥2,650
	通学かばん	¥3,450
高橋スポーツ TEL (0773) 22-8966	半袖 T シャツ	¥2,600 (別注寸 ¥2,900)

5 部活動について

(1) 設置部活動

陸上競技部・野球部・ソフトテニス部・サッカー部・卓球部
バレーボール部・バスケットボール部・吹奏楽部・自主研究部

(2) 入部

桃映中学校の生徒は1つの部に所属し活動することを推奨する。

(3) 転部

事情があつて転部を希望するときは、担任の先生か顧問の先生に相談する。
保護者、顧問（現在所属している部及び転部希望先）、担任の先生との相談の上決定する。

(4) 緊急ミーティング

次の事が生じた場合は、顧問の先生と一緒に、緊急ミーティングを行う。

ア 活動中、活動前後、下校中に不要飲食があった場合

イ 部内で不当なしごき、いじめ、暴力が起きた場合

ウ 部室使用規定に反した場合

エ 下校時間に遅れた場合など

(5) 部活動停止

ア 毎週水曜日

イ 中間テストの3日前、期末テストは7日前からテスト終了までを部活動
休止とする。

(6) 部室使用規定

ア 部室は用具の保管、部員の着替え以外の目的では使用しない。

イ 部室内は、日常から整理整頓に心がける。

ウ 使用後は責任を持ってカギをかけ、職員室に返却し持ち帰らない。

エ 部室内飲食をしない。

オ 自分の所属している部の部室以外には入らない。

(7) 3年生の部活動参加

ア 引退（大会終了）後の3年生部活参加はできない。ただし、クラブ特技生など、必要と認めた場合は参加を許可する。また、参加する際には、担任、部活顧問、保護者の同意の上、参加する。

イ 原則として、受験終了後の参加は認めていない。

(8) 公式戦の応援

ア 他の部活動の応援には行かない。ただし、兄弟（姉妹）の応援については、保護者同伴の場合のみ認める。

イ 応援に行く場合

（ア） 服装は、制服または桃映ジャージに限る。

（イ） 携帯電話等、学校生活において不要物となるものは持って行かない。

（ウ） 応援の行き帰りに寄り道をしない。

6 保健室利用について

保健室の利用については、以下のルールに従って利用します。以下にそのルールを示します。

- (1) 校内保健連絡票を持って、休み時間に利用しましょう！

学年や教科の先生から校内保健連絡票を受け取り、休み時間内に利用します。授業が始まる2分前には保健室より教室に戻るよう指示します。それ以外で利用する場合は、先生の指示に従いましょう。



- (2) 保健室では、応急処置のみとします。

ケガをした場合、保健室では応急処置のみ行います。その後の治療は家庭の判断で医療機関にかかりましょう。

- (3) 休養は1時間程度とします！

保健室での休養は1時間程度です。それ以上の休養が必要な場合は早退し、家庭で体調回復に努めましょう。

- (4) 養護教諭がいない場合は、休養できないこともあるため無理せず早退しましょう！

養護の先生がいない場合は、軽い怪我などの応急処置などはできますが、それ以外の場合は家庭と連携し早退、もしくは救急車の要請を行います。

- (5) 体調不良での保健室利用が2回必要な場合は、無理せず早退しましょう！

家でゆっくりと休養させるため早退の判断をすることがあります。

- (6) 保健室内では勝手な行動はしないようにしましょう！

保健室内の戸棚や引き出しを勝手に開けたり、薬品などを使用したりしません。

- (7) 体調不良により保健室を利用した日は、部活動をせず帰宅しましょう！

家でゆっくりと休養し、体調回復に努めるように指示します。

7 生徒会活動について

生徒会活動は、選挙で選ばれた本部役員を中心として、生徒全員が取り組むものです。生徒会には「会則」があり、選挙には「選挙規定」があり、その規則に従い運営されます。

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は桃映中学校生徒会という。

第2条 本会は生徒の自主的活動を盛んにし、学校生活の各分野に参加し、教職員の助言と指導を得て会員の健康と個性を伸ばし教養を高めるとともにより良い校風を樹立することを目的とする。

第3条 本会は福知山市立桃映中学校生徒を会員として構成する。

第4条 本会会員の権利と義務

- (1) 会員は生徒会行事に参加し、会員としての活動を行う。
- (2) 1, 2年生の会員は生徒会役員の選挙権と被選挙権を有する。
- (3) 会員は生徒総会、学級会に出席し、討議し、その議決に参加する。

第2章 活 動

第5条 本会はその目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 生徒会会則に準ずる規則、制度に関する事項
- (2) 生徒会役員選挙に関する事項
- (3) 生徒会風紀に関する事項
- (4) 学芸に関する事項
- (5) 校内清掃美化に関する事項
- (6) 校内保健体育、安全に関する事項
- (7) 学校内の報道に関する事項
- (8) 図書館に関する事項
- (9) 校外生活に関する事項
- (10) 部活動に関する事項
- (11) 学校の事業協力に関する事項

第3章 組織及び機関

第6条 総会は全会員によって構成される最高の議決機関である。(ただし次項に掲げる事項の他は全校学級委員会がこれを代行する。)総会は年1回、その他必要なとき会長によって招集される。

総会の機能

- (1) 規約の決定並びに改廃

- (2) 予算決算の承認
- (3) 事業計画の承認
- (4) 本会活動の全般について報告し、質問を受ける。
- (5) その他重要事項の審議承認

第7条 全校学級委員会は学級委員によって構成され、本部役員会その他の機関の提案事項を協議し議決する。全校学級委員会の招集は会長が行う。ただし学級委員会の3分の1以上の要求があるときは議長が会長に報告し会長はこれを招集する。

第8条 本部役員会は本会の最高の執行機関であり、本部役員により構成され本会の活動方針を決定し、全校学級委員会に提案し承認を受ける。本部役員会は会長が招集する。本部役員会の下に専門委員会を設ける。

第9条 本部役員会は会長（1名）、副会長（男女各1名）、本部委員（各学年1名）、専門委員長（5名）で構成し、本会の事務を総括する。

第4章 役員

第10条 本会には次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名（男女各1名）
本部委員	2名（各学年より1名）
専門委員長	5名（生活・文化・環境・保体・広報）

第11条 会長は本会を代表し、総会及び全校学級委員会の議決に基づき一切の会務を司る。

第12条 副会長は本会の庶務、会計の補佐、会長事故のときはその職務を代行する。

第13条 役員選挙は12月に行い、改選とともに役目からはなれる。

第14条 専門委員長は選挙で選出し、副委員長は各専門委員の互選とする。

選挙により学級の委員が異動したときは、委員を変更することができる。委員長は4月から任期までは、必ず出身学級の委員を務めなければならない。

第15条の1 本部役員の任期は1年間とする。

第15条の2 任期途中で欠員が生じた場合、会長、副会長、本部委員は補充しない。専門委員長は副委員長が務める。

第5章 会議及び議決

第16条 本会には次の会議を持つ。

- (1) 本部役員会
- (2) 全校学級委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 学級会



第17条 本会各会議は構成委員の3分の2以上の出席により成立する。

第18条 委員以外の会員も全校学級委員会に出席し発言できるが議決権は認められない。

第19条 本会の各議決は出席者の過半数をもって行う。

第6章 会 計

第20条 本会の経費は会員の会費その他による。会費は一括して納める。

第21条 各部は毎年度始めに予算書を本部会計に提出しなければならない。

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。

第7条 改 正

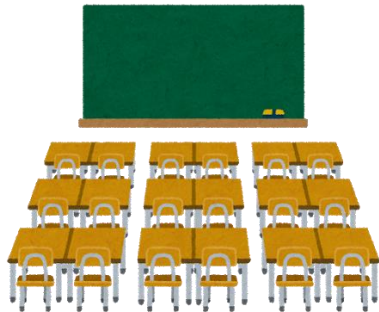
第23条 本会則は会員の3分の2以上の賛同により改正される。

令和5年3月改訂

◆委員会活動について

専門委員会は、生徒会活動の一環としての位置づけである。各学級役員で組織され4～9月までと、10～3月までの前・後期に分かれています。

学級委員会	学級や学年の向上のための取組に向けて中心的な役割を果たします。
生活委員会	身だしなみ・掃除・あいさつ・時間など規律ある学校生活を送ることができるように取り組みます。
文化委員会	文化的な活動（図書の管理運営・学習の推進）に関わる活動を行います。
環境委員会	美化や地域貢献などに関する活動に取り組みます。
広報委員会	校内放送などを通じて、生徒会の広報活動に取り組みます。
保体委員会	保健・安全に関わる活動、体育関係の活動を行います。



————生徒会役員選挙規定————

- 第1条 生徒会役員の選挙は毎年12月に行う。
- 第2条 立候補の資格は、1・2年在学者とする。
- 第3条 立候補者が定員に同数の場合は信任投票を受ける。過半数の信任を得て当選とする。
- 第4条 立候補者数が定数に満たない場合は推薦候補にする。その場合は20名以上の推薦者を必要とする。
- 第5条 選挙活動は、選挙運動ポスターとあいさつ運動、選挙演説に限る。
- 第6条 ポスターは1人1種類とし、選挙終了後取り除く責任を負う。
- 第7条 選挙演説は立会演説会に限る。ただし演説内容は、制限することがある。
- 第8条 立候補制選挙により選挙管理委員会を結成する。選挙管理委員会の任務は別にこれを定める。
- 第9条 立候補届は、本人が選挙管理委員会へ出さなければならない。
- 第10条 選挙管理委員会は、各学級から選出された2名の選挙管理委員をもって構成する。
- 第11条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を互選し委員長は委員会を統括代表する。
- 第12条 選挙管理委員会は下の事項を行う。
選挙、告示、選挙運動管理、投票事務、投票管理、開票、その他選挙に関する一切の管理運営
- 第13条 選挙は次の方法により行う。
- (1) 立候補者が定数の時は、信任投票
- (2) 立候補者が定数を超えるときには、決選投票
- 第14条 生徒会役員選挙は選挙管理規定に従うが、すべて生徒会担当の教師の指導及び助言を必要とする。
- 第15条 この規定を改廃するには、生徒総会において有権者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 附則 選挙管理委員に欠員を生じたときは、学級で再度補欠の選出を行うことができる。

令和5年3月改訂

第3章 保護者の方へ

1 病気やけがの対応について

(1) 早退やけが・病気などの緊急連絡

登校後、体調不良やけがなどにより病院への受診が必要な場合、保護者に連絡をします。その際は「緊急連絡カード」をもとに連絡をとります。様子を見て本人だけで帰らせることもあります。帰宅の確認をとります。自力で帰るのが無理な場合や病院への受診の場合は、保護者の方が送迎をしてください。

なお、体調不良等で早退をしたときは、翌日から登校できるように、しっかりと休養を取るよう**指導してください**。

(2) 日本スポーツ振興センターへの加入について

学校の管理下でおこったけがや病気などの災害についての保障制度が日本スポーツ振興センターの保険です。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ●学校給食等による中毒 ●異物の嚥下又は迷入による疾病 ●ガス等による中毒 ●漆等による皮膚炎 ●熱中症 ●外部衝撃等による疾病 ●溺水 ●負傷による疾病	
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円（3,770万円～82万円） 〔通学（園）中の災害の場合2,000万円～44万円（1,885万円～41万円）〕
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（2,800万円） 〔通学（園）中の災害の場合1,500万円（1,400万円）〕
	突然 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円（2,800万円） 〔通学（園）中の災害の場合1,500万円（1,400万円）〕
	死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円（1,400万円） 〔通学（園）中の災害の場合も同様〕



左のQRコードからも日本スポーツ振興センターホームページで確認できます。

（QRコードでできない場合は、「日本スポーツ振興センター保険」で検索してください。）

学校から受診した場合は、必要な手続きを養護教諭から連絡します。ご家庭から受診された場合は、担任や部活動顧問を通じてお知らせください。

なお、給付対象となる場合は「ふくふく医療」を使用できません。

(3) 出席停止、学校・学級閉鎖について

「出席停止」は、感染力の強い病気など、他の生徒にうつる可能性がある場合に、出席を制限する法律で定められたものです。

【第1種】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群

【第2種】（学校において流行する可能性が高い感染症）

インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症

【第3種 その他】（学校において流行を広げる可能性がある感染症）

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑・マイコプラズマ肺炎・ノロウイルスなど）

※体調不良の場合は、早期回復、感染拡大防止のため早めの受診をお願いします。
感染症の診断が出た場合は、直ちに学校へ連絡してください。学級担任から登校届をお渡しするので、保護者が記入し登校時に提出してください。

★インフルエンザの出席停止期間の基準

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

パターン		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
A	発症後 1日目に解熱 した場合	発熱	解熱	解熱後2日間				登校 可能		
			発症後5日間							
B	発症後 2日目に解熱 した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後2日間				登校 可能	
			発症後5日間							
C	発症後 3日目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後2日間		登校 可能		
			発症後5日間							
D	発症後 4日目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後2日間		登校 可能	
			発症後5日間							
E	発症後 5日目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後2日間		登校
			発症後5日間							可能

2 お知らせメール（39メール）について

年度当初に登録の案内を配布しますので、すぐにご登録ください。（メールでの送付が多くあります。）

(1) お知らせ内容

- ア 緊急時のお知らせ（警報の情報は、テレビなどでご確認ください。）
- イ 学校行事について
- ウ PTA 行事について

(2) 登録方法

各該当のQRコードを読み取るか、アドレスより登録できます。
詳細は年度当初に配布される文書を参照してください。

1年生の保護者の方	2年生の保護者の方
touei-jhs.1@39mail.com	touei-jhs.2@39mail.com
	
3年生の保護者の方	PTA 本部役員の方
touei-jhs.3@39mail.com	touei-jhs.4@39mail.com
	

(3) その他

- ア 1年生の段階で登録できている場合、学年が上がったら、学校側の処理により、登録学年は変更されます。（再登録の必要はありません。）
- イ もし、通常受信できるメールが届かなくなった場合、学校まで問い合わせください。
- ウ 3年生は3月31日をもって、登録を削除します。

3 スクリレアプリの登録について

年度当初に学級や部活動ごとに登録の案内を配付します。ぜひご登録ください。

(1) 利用内容

- ア 学校便りなどのお便り
- イ 学級・学年・学校からの連絡
- ウ 部活動の連絡や案内
- エ 保護者からの欠席・遅刻・早退の入力（部活動含む）

(2) 登録方法（新規）

年度当初に配付される登録案内書に記載のQRコードを読み取っていただき、必要情報を入力していただくことで登録できます。

詳細は年度当初に配布される文書を参照してください。

(3) その他

ア 年度更新については、自動更新ではありませんので、保護者の方に4月初に、アプリの画面上に出る『クラス進級』ボタンから新年度のクラス登録をお願いします。詳細はマニュアルをご確認ください。

イ もし、ご質問等がありましたら、学校まで問い合わせください。

(4) マニュアル

・ スクリレアプリの登録方法 	・ 新年度のクラス進級・登録方法 
・ 連絡事項の入力方法（必要な時のみ） 	・ 欠席入力方法 

4 個人情報の取り扱いについて

(1) 取り扱い全般

生徒氏名や保護者氏名、住所、電話番号あるいは口座番号などは第1級の個人情報として扱い、保管については、厳重に行っています。利用については、目的の範囲内で行います。

必要な期限が過ぎた時点で廃棄します。また、個人情報の漏洩については、細心の注意を払っています。

生徒・教職員など学校が保管している個人情報への問い合わせについては、一切お答えいたしません。

(2) 大会やコンクール・コンテストの参加について

部活動によっては、大会やコンクールへの参加、各種作品を応募することがあります。その場合、次の個人情報の公開に同意して頂くことが参加申込みの条件となりますので、ご理解ください。

情報内容	公開手段
・学校名 ・氏名 ・学年	・会場でのアナウンス ・広報誌（新聞を含む） ・学校だより、学校ホームページ

5 各種手続きについて

(1) 学校集金

教材費を集金（集金日程等については、年度当初にお知らせします。）

ア 自動引き落としの場合【金融機関（ゆうちょ銀行）】

(ア) ゆうちょ銀行で、口座を開設。

(イ) 自動振込利用申込書（事務室より配布）に、必要事項を記入。

(ウ) 記入した自動振込利用申込書を学校の事務室に提出。

※引落とし手数料、1回につき10円。（保護者負担）

イ 現金集金の場合

毎月、集金封筒を配布し、保護者が直接事務室へ支払いとなります。

(2) 生徒証明書

ア 入学時に「生徒証明書」を配布します。公印の入った桃映中学校の生徒であることを証明するものです。3年間継続して使用します。

イ もし、紛失した場合、「再発行願」を提出し、再発行してください。

（「再発行願」の様式は中学校でもらってください。）

(3) 学割証

ア 学割制度について

J Rなどの鉄道移動において 100km 以上の場合 2 割の割引制度があります。購入には「学割証」に学校の証明が必要になります。

イ 学割発行までの流れ（鉄道の場合）

- (ア) 担任に申し出て「学割証発行願」をもらう。
- (イ) 必要事項記入の上、担任に提出。
- (ウ) 後日発行する学割証を担任からもらう。
- (エ) 学割乗車券を購入する。

ウ 発行期日

学割発行には 1 週間必要です。余裕をもって準備してください。

(4) 各種証明書の発行

証明書が必要になった場合は、担任までお知らせください。

「在学証明書」

「卒業（見込み）証明書」

「成績証明書」など、必要な証明書の作成を行います。発行の際は、本人確認をさせていただきます。また、作成に 1 週間ほどお時間をいただきます。

(5) 転居の場合

転居が決まり次第、学校に連絡してください。

6 困ったときは

思春期にあるお子様の勉強、進路、子育て全般、経済的なことなど様々な内容で相談したいことがあるかもしれません。桃映中学校には、多くの教職員がおり、それぞれの持ち味を生かしつつ取り組んでいます。ご意見やご相談がある場合は、担任もしくは学年主任に気軽にご連絡ください。

第4章 P T A規約

福知山市立桃映中学校P T A規約

【第1条】 本会は福知山市立桃映中学校P T Aと称し、事務所を桃映中学校内に置く。

【第2条】 本会の会員は桃映中学校に在籍する生徒の保護者と本校に勤務する教職員とする。

【第3条】 本会は家庭と学校が一体となって教育の振興と生徒の福祉を増進し、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

【第4条】 本会は第3条の目的を達成するため必要な事業を行う。

【第5条】 本会の役員は次のとおりとし、任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

会長1名、副会長2名、会計1名、書記2名、会計監査1名、
各部長1名

【第6条】 本会は次の委員を置く。

地域連絡委員若干名。

【第7条】 本会の役員及び委員の選出は別に定める細則による。

【第8条】 役員の任務は次のとおりである。

- ① 会長は本会を代表し会務を処理する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
- ③ 会計は会計事務を司る。
- ④ 書記は本会の記録並びに会計を司る。
- ⑤ 会計監査は会計の監査にあたる。
- ⑥ 部長はそれぞれの部の運営にあたる。

【第9条】 各部の任務は次のとおりである。

庶務部	書記及び会計事務の補佐及び他の部に属さない事項に関する業務
保健安全部	体育・衛生、福利厚生に関する業務及び生徒の通学等交通安全に関する業務
社会研究部	施設の管理・拡充、生徒指導、進路指導及び人権学習に関する業務及び会員の研修に関する業務

* 地域連絡委員は役員の推薦、地区内の会合その他の連絡にあたる。

【第10条】 学校長は本会の会合に出席し、意見を述べることができる。

【第11条】 本会に議長団をおく。その人数は2人とする。

- ① 議長は会 員の中から選出する。
- ② 議長は総会における議事の進行を司る。

【第12条】総会は最高の機関で、規約の改正、役員の承認、事業計画、予算の審議、決算の承認、会計及び会計監査の報告、その他、重要な議決をする。総会は毎年1回以上開き会員数の5分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で議決する。

【第13条】本会は必要に応じて次の会合を持つ。

役員会、会計監査会、地域連絡委員会、学年学級委員会、部会

【第14条】本会の経費は会費、その他の収入による。会費及び納期は総会で決定する。

【第15条】本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【第16条】本会は次の帳簿をおく。

記録簿、会計に関する帳簿、会員名簿、役員名簿、
その他必要な帳簿

<附則>

昭和56年	2月28日	規約改正
平成 元年	5月 9日	一部改正
平成 6年	3月11日	一部改正
平成 8年	3月 8日	一部改正
平成23年	2月13日	一部改正
平成30年	2月 2日	一部改正
令和 2年10月14日		一部改正

福知山市立桃映中学校PTA役員・委員選挙細則

【第1条】この細則は規約第7条による。

【第2条】役員の選出は、推薦委員会が選挙に関する一切の業務を行う。

- ① 推薦委員会は、地域連絡委員（当年度）より選出された推薦委員及び役員（当年度会長1名、副会長2名）をもって構成する。
- ② 推薦委員の人数は12名とし、大正学区8名・庵我学区4名とする。

【第3条】役員の選出方法は次のとおりとする。

- ① 下記の表により選出を行う。

	大正学区 6 名				庵我学区 2 名
	大正 1	大正 2	大正 3	大正 4	庵我
R7 年度	2 名	2 名	副女	会長	副男 + 1 名
R8 年度	副男	副女	2 名	2 名	会長 + 1 名
R9 年度	2 名	2 名	会長	副男	副女 + 1 名

※大正 1：荒木・森垣・日吉ヶ丘・高畑・水内

2：野家・本堀・南本堀

3：東小谷ヶ丘・西小谷ヶ丘・南小谷ヶ丘・北小谷ヶ丘

4：東堀・蛇ヶ端・堀口・内田

- ② 役員の学区別人数は、大正学区6名・庵我学区2名とする。（おおむね男女半々が望ましい）
- ③ 会計・会計監査・部長は、選出後会長が委嘱する。

【第4条】推薦委員会により推薦された役員は総会（年度末）の承認を受けるものとする。

【第5条】役員に欠員を生じた時は、本細則第2条により選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

【第6条】地域連絡委員は地区内会員の互選により下記のとおり選出する。（男女半々が望ましい）

- ① 会員数10名以下は1名。11名～20名は2名。21名以上は3名。ただし、会員数10名以下の地区で2名選出することは妨げない。また5名以下及び31名以上の地区は地域連絡委員の協議により選出方法及び人数を決定することができる。
- ② 地域連絡委員が2名以上の地区は、1名を地区代表連絡委員に選ぶ。

【第7条】PTA 主事は、教職員より学校長が推薦した者より選ぶ。

【第8条】本細則お運営委員会において改廃することができる。

<附則> この細則は、平成 8年 3月 8日より実施する。

平成20年 2月16日一部改正

平成23年 2月13日一部改正

平成25年 2月17日一部改正

平成27年 4月26日一部改正

平成29年 2月18日一部改正

平成30年 2月 2日一部改正

令和 3年 2月12日一部改正

福知山市立桃映中学校 部活動後援会規約

- 【第1条】本会は、福知山市立桃映中学校部活動後援会といい、事務所を桃映中学校内に置く。
- 【第2条】本会の会員は、桃映中学校に在籍する生徒の保護者と本校に勤務する教職員とする。
- 【第3条】本会は、桃映中学校生徒の部活動を支援し、部の充実・発展並びに生徒の健全育成を計ることを目的とする。
- 【第4条】本会は、前条の目的を達成するため必要な事業を行う。
- 【第5条】本会の役員は次のとおりとする。
会長1名、副会長2名、会計1名、書記2名、会計監査1名、
幹事3名
- 【第6条】本会の役員は、桃映中学校PTA役員が同じ役職に就任するものとする。但し、幹事については部長が就任するものとする。
- 【第7条】役員の任務は次の通りとする。
- ① 会長は、本会を代表し会務を処理する。
 - ② 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
 - ③ 会計は、会計事務をつかさどる。
 - ④ 書記は、本会の庶務並びに記録をつかさどる。
 - ⑤ 会計監査は、会計の監査にあたる。
 - ⑥ 幹事は、会長・副会長を補佐し、会の円滑な運営にあたる。
- 【第8条】総会は本会の最高の機関で、規約の改正、予算・決算の承認、事業計画並びに報告の承認その他重要な事項を議決する。総会は年1回以上開き、会員数の5分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で議決する。
- 【第9条】本会は、必要に応じて役員会を開く。
- 【第10条】本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。会費及び納期は総会で決定する。
- 【第11条】本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

＜附則＞ この規約は、昭和63年5月7日より実施する。

平成 6年 3月11日改正

平成30年 2月 2日一部改正

令和 3年 2月12日一部改正

福知山市立桃映中学校 部活動後援会 内規

- 【第1条】この内規は、部活動後援会規約第4条に規定する部活動支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。
- 【第2条】文化部に対する助成事業は次のとおりとする。
大会参加（府大会以上のものに限る）旅費助成
備品購入助成
その他役員会で認める助成事業
- 【第3条】体育部に対する助成事業は次のとおりとする。
大会参加（府大会以上のものに限る）旅費助成
備品購入助成
その他役員会で認める助成事業
- 【第4条】各助成事業に対する助成額は、当該年度の予算の範囲内で、その都度役員会で決定するものとする。
- 【第5条】各助成事業に要する経費は、後援会会費をもってあてる。

＜附則＞ この内規は、昭和63年5月7日から実施する。

福知山市立桃映中学校PTA慶弔規定

- 【第1条】福知山市立桃映中学校PTAの慶弔規定を以下のとおり設け、慶弔の意を表す。
- 【第2条】（1） 慶の部
慶事については、金品を贈らず祝意を表す。
- （2） 弔の部
ア 会員死亡の場合：香資 5,000円、本部役員会葬、通夜参列（本部役員代表）
イ 生徒死亡の場合：香資10,000円、供花1対、本部役員会葬、通夜参列（本部役員代表）
- 【第3条】その他、特別な事情が生じたときは、その都度本部役員で協議して処理する。
- 【第4条】以上に掲げる贈与については、一切返礼しないものとする。
- 【第5条】この規定は、運営委員会の決議により改正することができる。

＜付則＞ この規定は、平成17年4月1日から施行する。

桃映中人権宣言

— 仲間と幸せを生きる —

桃が映えると言って桃映中学校。春先に色濃く咲き誇る桃の花が校名の由来である。長い歴史と伝統を受け継ぎ、ここでの営みは日々、今も続いている。

この場所で、仲間と叶えたい夢がある。

— 希望を抱き、明日に挑める自分でいたい。

— 笑顔と喜びあふれる毎日にしたい。

— 「なりたい自分」に向かって、歩み続ける仲間でありたい。

ひとりでは叶えられない夢がある。

ひとりではたどり着けない場所がある。

悩みや不安を分かち合い、自分らしく輝くために、全校生徒の願いをこの人権宣言に結集する。

- 1 私たちは、暴言・暴力や差別を絶対に許しません。
- 2 私たちは、言葉に責任をもって自分の思いを伝えます。
- 3 私たちは、一人一人の意見を尊重し、互いに認め合える関係を築きます。
- 4 私たちは、どんなときでも相手を思いやる言葉を心がけ行動します。
- 5 私たちは、あいさつや感謝の言葉を大切にしていって応援される人になります。

隣にいる仲間と幸せを生きる。

あなたの言葉は、だれかの強さになる。

笑顔は、だれかの希望になる。

行動は、だれかの勇気になる。

想いは、だれかの夢になる。

あなたの存在が、みんなの光になる。

出会えたことにありがとう。

令和5年3月3日 桃映中学校生徒会